3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　〒330―0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―11―20　東日本高速道路株式会社　関東支社　技術部　調達契約課　矢澤佐奈子　電話048―631―0020
⑵　入札説明書等の交付方法
①　交付期間　入札公告日から平成31年４月９日まで。
②　交付方法　当社ホームページに掲載する。
⑶　入札に必要な書類の提出期限、場所及び方法並びに開札の日時及び場所
①　入札書の提出
㈠　提出期限　平成31年４月９日（火）午後４時
㈡　提出場所　上記⑴に同じ。
㈢　提出方法　郵送（書留郵便又は信書便）
②　開札の日時及び場所
㈠　日時　平成31年４月22日（月）午前10時30分
㈡　場所　東日本高速道路株式会社　関東支社　入札室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　落札者の決定方法　本公告に示した調達に係る入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑸　手続きにおける交渉の有無　無
⑹　その他　詳細は、入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomomichi Takahashi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classifications of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
Office chair Quantity : 31
Meeting table Quantity : 35
Meeting chair Quantity : 78
⑷　Delivery period : from the next day of a conclusion of a contract day to 30 June 2019
⑸　Delivery place : As shown in the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall : Not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures.
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑻　Contact point for the notice : Sanako Yazawa, Assistant Manager of procurement & Contract Division, Engineering, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1―11―20, Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 330―0854 Japan TEL : 048―631―0020

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成31年２月18日
国立大学法人筑波大学契約担当役
財務担当副学長　石野　利和
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08
○第１号
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42、75、78
⑵　事業名　筑波大学春日地区宿泊等複合施設整備事業
⑶　事業場所　茨城県つくば市春日１丁目２番地　筑波大学構内（春日地区）
⑷　事業概要　筑波大学春日地区宿泊等複合施設の施設整備（設計、建設等）、維持管理及び運営並びにこれらを実施する上で必要となる業務
⑸　事業期間　事業契約締結の日から事業者が提案する日までの期間
2　競争参加資格等
⑴　入札参加者が備えるべき要件等
１）入札参加者の構成等
①　入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加者は、特別目的会社に必ず出資する者であること。ただし、入札参加企業の場合にあっては、新たに特別目的会社を設立することなく入札参加企業自らが事業者となることを選択できるものとする。なお、入札参加グループで参加する場合は、構成する企業（以下「入札参加グループの構成員」という。）の中から入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
②　入札参加グループは、入札への参加に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。
③　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。
④　入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、宿泊施設の運営に当たる者、福利厚生施設の運営に当たる者が必ず含まれていること。
２）入札参加者及び協力会社の参加要件　入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。
①　「国立大学法人筑波大学財務規則施行規程」（平成16年法人規程第25号。以下「財務規程」という。）第46条及び第47条の規定に該当しないものであり、かつ同規程第48条に規定する資格を有する者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第46条中、特別の理由がある場合に該当する。
②　次のいずれにも該当しない者であること。
ア　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、当該申立てに係る更生手続開始決定又は再生手続開始決定がなされた後に文部科学省の審査による一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
イ　会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
③　参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日時から入札書の開札が終了するまでの期間に、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）及び「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
④　大学が本事業について、事前調査業務、整備事業方針支援業務及びアドバイザリー業務を委託した株式会社佐藤総合計画並びに株式会社佐藤総合計画と本アドバイザリー業務において提携関係にある石井法律事務所又はこれらの者との間に資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと（入札説明書参照）。
⑤　最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。
⑥　入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。